

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(抜粋)

○ 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 【第一条関係】

(傍線部分は改正部分)

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 人事評価 (第二十三条―第二十三条の四)</p> <p>第四節 第五節 (略)</p> <p>第六節 服務 (第三十条―第三十八条)</p> <p>第六節の二 退職管理 (第三十八条の二―第三十八条の七)</p> <p>第七節 研修 (第三十九条・第四十条)</p> <p>第八節・第九節 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 罰則 (第六十条―第六十五条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 職階制 (第二十三条)</p> <p>第四節 第五節 (略)</p> <p>第六節 服務 (第三十条―第三十八条)</p> <p>第七節 研修及び勤務成績の評定 (第三十九条・第四十条)</p> <p>第八節・第九節 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 罰則 (第六十条―第六十二条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政</p>

(人事委員会又は公平委員会の委員)
第九条の二 (略)

2 (略)

3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができな
い。
4 5 1 2 (略)

第三章 職員に適用される基準

第二節 任用

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

(人事委員会又は公平委員会の委員)
第九条の二 (略)

2 (略)

3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができな
い。
4 5 1 2 (略)

第三章 職員に適用される基準

第二節 任用

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(新設)

<p>四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職員（職員に限り、以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。</p>	<p>2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。</p>	<p>3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。</p>
---	--	--

<p>(欠格条項)</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 (略)</p> <p>四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>五 (略)</p>	<p>(任命の方法)</p> <p>第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方</p>
---	---

<p>(欠格条項)</p> <p>第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 (略)</p> <p>四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>五 (略)</p>	<p>(任命の方法)</p> <p>第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの一の</p>
--	--